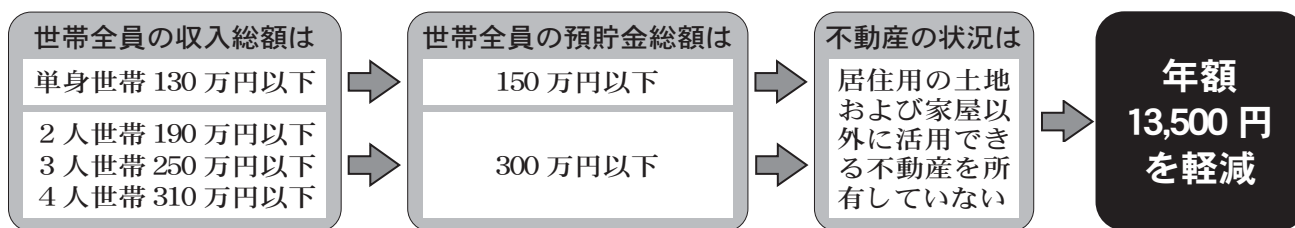


介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、第1号被保険者(満65歳以上)の介護保険料の軽減を行っています。
 保険料が第3段階で、下記の要件に該当する方は、申請により保険料が軽減されます。
 また、課税年金収入がない第3段階の方は、所得の申告で第2段階に該当する場合があります。



▷申請に必要な物

- 本人の印鑑
- 平成25年中(1月～12月)の世帯全員の収入がわかるもの
(年金の支払通知書、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し)
- 世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
- 平成26年度介護保険料納入(付)通知書(7月上旬に発送予定)

▷申請の手続き

7月15日(火)から市高齢介護課、北村・栗沢支所保健福祉課で行います。なお、申請した翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします。

問合せ先 市高齢介護課

固定資産税の減額制度 ご活用を

次の軽減を受ける方は、いずれも、工事が完了した日から3か月以内に申告してください。

住宅のバリアフリー改修

平成28年3月末までに改修工事が完了し、次の要件を全て満たす住宅は、その住宅にかかる翌年度の固定資産税額の3分の1を減額します。(1戸当たり100㎡を限度)

- 平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸は除く)
- 65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住する住宅
- 補助金などを除いた自己負担額が50万円を超える、廊下の拡張、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り換え、床表面の滑り止め化のいずれかの工事

住宅の省エネ改修

平成28年3月末までに改修工事が完了し、次の要件を全て満たす住宅は、その住宅にかかる翌年度の固定資産税額の3分の1を減額します。(1戸当たり120㎡を限度)

- 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸は除く)
- 天井や壁、床など外気などと接する箇所の断熱改修で、窓の改修を伴う50万円を超える工事

家屋の取り壊しや所有者の変更をしたときは届け出を
 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年分を課税
 します。家屋の取り壊し、売買や贈与、相続などで所有者が
 変わった場合は、忘れずに届け出をしてください。

なお、届け出書類など不明な点はお問い合わせください。

登記済みの家屋…札幌法務局岩見沢支局(有明町南1)

☎22局0619

未登記の家屋……市税務課資産税グループ

固定資産税の調査にご協力を
 平成26年1月2日以降に、新築または
 増築した家屋の調査を行っています。
 調査の前に連絡しますのでご協力
 をお願いします。

また、建築確認申請が必要のない地
 域の方は、新築または増築した家屋の
 完成後、速やかにご連絡ください。

問合せ先 市税務課資産税グループ